

瀬戸内海環境保全基本計画の変更について（概要）

環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

1 瀬戸内海環境保全基本計画について

- 瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸法」）第3条第1項に基づき、当該地域の環境の保全の基本となるべき計画として、政府が策定（閣議決定）
- 瀬戸内海環境保全基本計画（以下「基本計画」）は、昭和53年4月の策定以来、これまでに平成6年、平成12年、平成27年に変更を実施
- 令和3年6月の瀬戸法改正を踏まえ、今般、基本計画を変更したところ

2 審議の経過等

- 令和3年6月：基本計画の変更について、中央環境審議会に諮問
- 8月：中央環境審議会水環境・土壌農薬部会瀬戸内海環境保全小委員会（以下「瀬戸小委」）において、審議開始
（基本計画案のパブリックコメントを実施（11/18-12/17の30日間））
- 令和4年1月：瀬戸小委において、パブリックコメントを踏まえた、取りまとめの審議（中央環境審議会からの答申日は、2/18）
- 2月：関係省庁及び関係府県との調整、中央環境審議会からの答申を踏まえ、新たな基本計画を2月25日に閣議決定

3 基本計画変更案のポイント

- 各々の地域が主体となって、「海域ごと」、「季節ごと」の視点を踏まえ、きめ細やかな栄養塩類の管理や藻場・干潟等の保全・再生・創出といった「里海づくり」を推奨
- 気候変動や海洋プラスチックごみといった、近年クローズアップされてきた課題については、個々の地域での取組に加え、内陸域も含む瀬戸内海地域全体で連携した取組を促進

（参考：瀬戸法改正について）

- かつて「瀕死の海」とも呼ばれた瀬戸内海の水質は、これまでの取組が奏功し、一部の海域を除き、全体としては一定程度改善
 - これに伴い、課題が多様化していることから、従来の水質規制を中心とする水環境行政の大きな転換を図る契機として、新たに水質管理の発想を導入
 - 「海域ごと」、「季節ごと」の視点も踏まえた、きめ細やかな対応により、瀬戸内海における生物多様性・水産資源の持続的な利用の確保を図るべく、次の4点を改正
- ①「栄養塩類管理制度」の創設、②「自然海浜保全地区」の指定対象拡充、③海洋プラスチックごみ等の発生抑制対策の追加、④気候変動の観点を基本理念に規定

4 基本計画変更案の概要

<計画策定に係る方向性>

- 瀬戸内海の水質が、これまでの取組により全体として一定程度の改善が進む一方、気候変動や海洋プラスチックごみといった近年クローズアップされてきた課題も含め、地域ごとに課題が多様化している状況を整理
- 瀬戸内海は、元来有している美しい自然と人の営みが古くから共生してきた、まさに「里海」らしい場所であったという原点に鑑み、新しい時代にふさわしい形で、「令和の里海づくり」を推進
- 気候変動による影響など、十分解明されていないことも多いため、引き続き、調査研究を進めるとともに、常に最新の科学的知見を踏まえた順応的な対応を推進

<基本的な施策>

○水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保

①水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減、②下水道等の整備の促進や管理技術の向上、③湾奥部をはじめとする底層環境等の改善、④順応的な栄養塩類の管理、⑤水産資源を含む生物の生息環境の整備 等

○沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全

①自然海浜の保全及び沿岸域の環境再生、②埋立てに係る環境配慮の確保、③地域資源の再発見及びエコツーリズムの推進 等

○海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等

①海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進、②プラスチックごみ対策の推進、③循環経済への移行 等

○気候変動等への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進

①監視測定の充実及び調査研究等の推進、②技術開発の促進等、③最新の科学的知見に基づく評価 等

○基盤的施策の着実な実施

①環境保全思想の普及及び広域的な連携の強化、②情報提供及び広報の充実、③環境教育・環境学習の推進 等

※ 下線部は、今般の法改正関連箇所